

第3 監査の結果及び意見

・他会計負担金、他会計補助金、他会計繰入金

(概要)

地方公営企業法(以下、「地公企法」という。)第17条の2第1項によると、「次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする」とされています。

1. その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(行政的経費)
2. 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(不採算経費)

そして、「地公企法」第17条の2第2項において、「これら行政的経費、不採算経費以外」の経費については、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが必要とされています。ただし、例外事項として、「地公企法」第17条の3において、「地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる(補助金)」とされています。

これらが、地方公営企業における負担金等の概略です。要するに、例外的なものを除いて経費は基本的には当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが必要とされています。

一方、以下に示すように、自動車事業会計においては一般会計、特別会計等から

多額の負担金、補助金等を受け入れています。これらの内容及び推移は下記のようになっています。

(単位：百万円)

摘 要	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
(営業収益) 他会計負担金	4,067	4,075	4,079	4,086
(営業外収益) 他会計補助金	3,040	2,746	2,662	2,917
他会計繰入金	500	500	500	500

イ.「他会計負担金」は一般会計から受け入れた金額であり、神戸市内に在住する高齢者、身体障害者等に対して市バスに乗車できる優待乗車証が発行される場合、この金額相当額を一般会計が負担するものです。

ロ.「他会計補助金」は補助金として一般会計から車両減価償却費等を受け入れているものです。

ハ.「他会計繰入金」は神戸市営地下鉄に接続しているバスの運行路線の収支赤字分として、同じ交通局の高速鉄道事業会計より受け入れているものです。

以下、イ.ロ.ハ.について内容を検討します。

(監査の結果)

1. 1. 他会計負担金について

敬老・福祉パス繰入金として、一般会計（保健福祉局）から下記のような金額を受け入れています。これは、敬老等優待乗車制度に則って満70歳以上の高齢者、身体障害者等の輸送を無料で行い、この輸送料相当額を受け入れているものです。

この敬老・福祉パス繰入金は（甲）神戸市と（乙）交通局の間で締結された「敬老等優待乗車に関する協定書」に基づくものです。何度か部分的な改訂は行われているものの、毎年度当初に締結された協定書に基づいて行われており、その概要は下記のようになっています。

「敬老等優待乗車に関する協定書」概要（平成13年4月1日締結）

（趣旨）

甲は、神戸市内に在住する高齢者、身体障害者等に対して乙の経営する市バス、地下鉄に乗車できる優待乗車証を交付し、乙はこれら対象者の輸送を無料で行う。

（負担金）

甲は、この協定にかかる輸送料として、運賃、輸送人員、その他の条件を勘案して定めた負担金を乙に支払う。この負担金は年額4,115,300千円（うち市バス分は3,948,000千円、地下鉄分は167,300千円）とするが、甲が有償交付対象者から受領する納付金及び精神障害者の乗車にかかる負担金については、年度末にその金額を精算し、乙に支払うものとする。また、乙において運賃改定があった場合は、その改訂率ならびに適用区間等を基本として、運賃改定のあった翌年度より、この負担金額を甲乙協議のうえ改定するものとする。

この協定書に基づき受け入れた金額の推移は以下のようになっています。

(単位：百万円)

券種	関係先	券名又は発行対象	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
敬老・福祉	保健福祉局	福祉	1,362	1,374	1,382	1,391
		福祉(固定)*1	1,305	1,305	1,305	1,305
		精神障害者*2	56	69	77	86
		敬老(70歳以上)	2,698	2,693	2,690	2,688
		無償分(固定分)*1	2,642	2,642	2,642	2,642
		有償分*3	55	51	48	46
		小計	4,060	4,068	4,073	4,080
優待他	行財政局他	市会議員待遇者他*4	6	6	6	5
合計			4,067	4,075	4,079	4,086

*1 上記協定書のうち市バス分、計 3,948 百万円。

*2 精神障害者の乗車にかかる負担金については、固定でなく年度末に精算しています。

*3 有償交付対象者(高齢者のうち一定の収入を超える対象者に対して有償にて乗車証を発行)から受領する納付金についても、固定でなく年度末に精算しています。

*4 この他、民生委員協議会連合会役員等に支給されたものです。

(1)積算根拠について

現在適用されている金額は平成 4 年度に積算された 4,231 百万円がベースとなっており、積算根拠は以下のようになっています。すなわち、神戸市内に在住する高齢者、身体障害者等について発行対象者ごとに年度あたりのバス乗車回数を推測し、これに回数券単価を乗じて積算根拠としているものです。

(平成4年度 敬老・福祉パス繰入金)

(バス)

(単位：百万円)

発行対象	負担金収入	積算方法
第1種身体障害者(介護人付)	383	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 1/2 × 15,296枚
第2種身体障害者	116	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 1/2 × 4,652枚
戦傷病者	4	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 1/2 × 193枚
第1種知的障害者(介護人付)	57	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 1/2 × 2,300枚
第2種知的障害者(本人)	35	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 1/2 × 1,431枚
第2種知的障害者(介護人)	71	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 1,431枚
母子家庭	297	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 5,934枚
生活保護世帯	256	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 5,124枚
原爆被爆者	59	(a) × 6回 × 4週 × 12ヶ月 × 1,186枚
老人(70歳以上)	2,817	(a) × 365日 × 44,391枚
失業対策事業紹介対象者	10	(a) × 9回 × 4週 × 12ヶ月 × 137枚
被養護者及び付添人	0	(a) × 1/2 × 8,228枚
合計	4,111	

(地下鉄)

地下鉄	119	
-----	-----	--

(総合計)

総合計	4,231	
-----	-------	--

(a) : 回数券単価 (4,000円/23枚) = 約174円。

この敬老・福祉パス繰入金について、平成4年度からの変遷は、以下のようになっています。

(単位：百万円)

年 度	合 計	バ ス	地下鉄	備 考
平成4年度	4,231	4,111	120	
平成6年度	4,125	4,005	120	所得制限による一部有償交付制度の導入にあたり、有償交付対象者分が固定部分から控除され、精算方式になった。
平成7年度	4,025	3,905	120	平成6年度 105百万円 平成7年度 100百万円
平成8年度	4,038	3,918	120	民間バスとの共同運行路線のバス料金改訂に伴い12.8百万円増額された。
平成9年度	4,068	3,948	120	民間バスとの共同運行路線のバス料金改訂に伴い29百万円増額された。
平成13年度	4,115	3,948	167	

ここに示すとおり、現行の敬老・福祉パス繰入金はその一部について固定部分から精算方式になった等の変更はあるものの、基本的部分についてはこの平成4年度時点の数字を見直すことなく使用されています。これを直近の平成13年度の交付枚数に置き換えて試算してみると、以下のようになります。

(バス)

(単位：百万円)

発行対象	負担金収入	積算方法
第1種身体障害者(介護人付)	355	(a)×6回×4週×12ヶ月×1/2×14,184枚
第2種身体障害者	245	(a)×6回×4週×12ヶ月×1/2×9,789枚
戦傷病者	6	(a)×6回×4週×12ヶ月×1/2×271枚
知的障害者(介護人付)	123	(a)×6回×4週×12ヶ月×1/2×4,930枚
母子家庭	524	(a)×6回×4週×12ヶ月×10,467枚
生活保護世帯	511	(a)×6回×4週×12ヶ月×10,209枚
原爆被爆者	64	(a)×6回×4週×12ヶ月×1,287枚
老人(70歳以上)	4,802	(a)×365日×75,655枚
被養護者及び付添人	0	(a)×1/2×5,989枚
合計	6,633	

平成4年度当時からは10年近く経過しており、現在では生活環境も変化しているためバスの利用回数の仮定が妥当かどうか疑問もあります。また、平成4年度当時は、市バス・地下鉄のみ利用可能な乗車証の交付枚数であるのに対し、現在は民間バス等も利用可能な共通乗車証の交付枚数となっています。しかしこれらを見捨て平成13年度の交付枚数によって試算すると6,633百万円となります。これは現在も基礎になっている平成4年度当時の金額4,111百万円とは大きな開きがあります。この主要原因は老人(70歳以上)の増加1,985百万円(4,802百万円-2,817百万円)ですが、特にこの面だけを見ると、交通局(自動車事業会計)で敬老等優待乗車の対象者の輸送コストの一方的負担が生じていること、すなわち一般会計からの敬老・福祉パス繰入金を受け入れなしにこれらの利用者の輸送を無料にて行わざるをえない状態が発生しているといえます。しかも現状では、敬老等優待乗車の対象者の利用高に応じて一般会計の負担額を見直す仕組みになっていません。このように本来は行政的経費の性質を有し、一般会

計で負担すべきと思われる敬老等優待乗車の対象者の輸送コストの負担も財政悪化の一因となっています。

2. 0. 他会計補助金について

他会計補助金は、下記の項目について一般会計から補助を受けているものです。

(単位：百万円)

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度		
他会計補助金	車両減価償却費等補助金	1,467	1,195	1,205	972	(a)
	企業債利子等補助金	1,270	1,255	971	916	(b)
	ノンステップバス導入経費補助	0	0	5	5	
	走行環境改善経費補助金	170	171	169	167	(c)
	経営基盤支援補助金	0	0	175	206	(d)
	児童手当繰入金	0	0	3	11	
	ノンステップバス導入推進補助金	10	0	0	0	
	共済公的負担繰入金	121	124	132	121	
	共済追加費用繰入金	0	0	0	516	
	3条補助金合計	3,040	2,746	2,662	2,917	
	自動車事故対策費補助金	12	16	0	5	
	公共交通移動円滑化設備整備費補助金	0	0	12	16	
	バス活性化システム整備費補助金	0	0	33	0	
	先駆的低公害車実用評価事業費補助金	0	0	0	6	
	最新排ガス規制代替購入補助金	49	28	9	0	
	4条補助金合計	62	44	55	27	
	繰入金合計	3,102	2,791	2,718	2,945	

(3条補助金は損益計算書の収益に計上され、4条補助金は資本的支出に充てるための補助金であり、直接資本剰余金に計上されます)

これらのうち主なものの内容は下記のとおりです。

(a) 車両減価償却費等補助金

乗合バス車両にかかる減価償却費及び企業債利子相当額を受け入れ

ているものです。

(b)企業債利子等補助金

「乗合バス車両以外」にかかる減価償却費、企業債利子、固定資産除却損相当額を受け入れているものです。

(c)走行環境改善経費補助金

車両誘導警備業務、バスレーン監視業務といった走行環境改善経費に関する業務委託費用相当額の補助を受けているものです。

(d)経営基盤支援補助金

生活路線・行政路線等補助といった、行政的要請に係る市民生活に必要な不可欠な輸送サービスを継続するため、公共負担を受けているものです。

以下、これら(a)～(d)の詳細について検討します。

(a)、(b)について

(a)については本業たる自動車事業、(b)についてはそれに付随する事業、にかかる減価償却費及び企業債利子等について一般会計より受け入れているものです。これらの主要費目について平成12年度における一般会計の負担比率をみると、下記のとおり非常に高い水準となっており、発生額の大半が一般会計からの繰入によって補填されていることとなります。

(平成 12 年度損益計算書計上額)

(単位：百万円)

項	目	節	金額
営業費用	建物保存費	固定資産除却損	5
	車両保存費	固定資産除却損	68
	運転費	固定資産除却損	0
	一般管理費	固定資産除却損	0
		固定資産除却損計	75
	減価償却費	有形固定資産減価償却費	1,439
		無形固定資産減価償却費	1
	減価償却費計	1,441	
営業外費用	支払利息及企業債諸費	企業債利子	736
合計			2,253

上記のように、平成 12 年度の自動車事業会計において計上されている固定資産除却損合計は 75 百万円、減価償却費合計は 1,441 百万円、企業債利子は 736 百万円であり、その合計は 2,253 百万円となっています。一方、一般会計から受け入れた車両減価償却費等補助金、企業債利子等補助金は合計で 2,176 百万円 ((a)、(b) の合計) となっています。補助金の金額算出過程で当年度予定額を使用しているため若干の差額はありますが、結果的にこれらの費用の大半を一般会計が負担している状態となっています。

(c) について

走行環境改善経費補助金は、車両誘導警備業務、バスレーン監視業務といった走行環境改善経費に関する業務委託費用相当額の補助を受けているものです。平成 12 年度においては、車両誘導警備業務に関して 159 百万円、バスレーン監視業務に関して 9 百万円の合計 169 百万円を受け入れています。

車両誘導警備業務・・・道路交通事故防止、並びに路上駐車車両の排除等による市バスの円滑な運行を図ることを目的とする。

バスレーン監視業務・・・バス停留所付近の違法駐車及び停車車両を排除し、バスの安全な停・発車、円滑走行を確保するとともに、定時制を確保することにより市民の公共交通に対する信頼を取戻し、公共交通優先の認識を浸透させ地球環境対策の一端を担うことを目的とする。

走行環境改善経費補助金の受け入れ金額と、実際にこれらの業務に要した金額とは下記のようになっています。

(単位：百万円)

	積算根拠金額	実際に要した金額	差額
車両誘導警備業務	159	109	50
バスレーン監視業務	9	9	0
計	169	118	50

このように、積算根拠金額と実際に要した金額との間には大きな開きがあり、積算時に見込まれていた金額よりも実際に要した金額の方が少ないものとなっています。実際には、これらの車両誘導警備業務、バスレーン監視業務については、外部委託業者に対しては作業内容×時間単価という形にて支払いを行っています。予算補助の形を取っていますが、補助金の目的に沿った経費の実際支払額にあわせて精算すべきものであると考えます。

(なお、差額については、走行環境改善活動の実施、路面表示・看板等の設置や、関係機関との調整、要望対応等の業務に係る経費に充当しているとのことです。)

(d)について

「神戸市バス路線再編成の考え方に関する答申」(平成 11 年 7 月 21 日 神戸市交通事業審議会答申)において、事業者のコスト削減策のみでは維持していくことが困難な路線で、

「 代替手段がないなど市民生活に不可欠な路線

特定の行政施設等への市民の足として運行している路線等特定の行政目的で運行している路線

行政的要請にかかる今後の不採算路線」

について、平成 12 年度より一般会計から 175 百万円の補助を受けているものです。この経営基盤支援補助金については、不採算経費、すなわち、当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(不採算経費)としての扱いをしているものと考えられます。

3. Ⅷ. 他会計繰入金について

神戸市営地下鉄に接続するバスの運行路線の収支赤字分として、同じ交通局の高速鉄道事業会計より受け入れているものです。この金額推移は下記のとおり一定金額となっています（平成3年度以降一定金額とのことです）。

（単位：百万円）

項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
他会計繰入金	500	500	500	500

ところが、本来の積算根拠は、各年度につき、

(イ)地下鉄～団地等への接続路線の「収支赤字分」

(ロ)地下鉄～他社（民間鉄道会社等）への経由線の「収支赤字分×1/2」

の合計であるとのことです。この根拠どおりに計算したとすれば下記のとおりとなります。

（単位：百万円）

項目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
(イ)	171	370	444	465
(ロ)	695	736	716	729
合計	866	1,107	1,160	1,195

つまり、各路線の収支赤字分を基礎とした積算金額は毎年変動していますが、実際に高速鉄道事業会計より受け入れた金額は近年500百万円と一定のままとなっており、積算根拠との間に大きい差異が生じているのです。「神戸市営地下鉄に接続するバスの運行路線の収支赤字分」として高速鉄道事業会計が負担すべき金額を受け入れるというのであれば、当初の金額算定根拠どおりの金額を受け入れる必要があります。

4. 行政的経費、不採算経費について

既述したとおり、「地公企法」上は「行政的経費(その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費)」及び「不採算経費(当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費)」以外の費用については、基本的に当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが必要とされています。しかし、現状ではこれらが明確に区分されず運用されている点があるように見受けられます。例えば「イ.他会計負担金について」で記載しているように、本来行政的経費であると考えられる敬老等優待乗車の対象者の輸送にかかる実質的な負担が自動車事業会計にて(本来は、一般会計が負担すべきもの)発生していると思われること、あるいはこれとは逆に、「ロ.他会計補助金について」で記載しているように、本来は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが必要であると思われる減価償却費等の大半を一般会計が負担していること等です。「地公企法」上の本則に従い、どのような費用を行政的経費又は不採算経費と判断するかを明確に定義づけし、これら以外の費用については基本的には当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てる必要があります。

(意見)

1. 収益全体に占める内部取引の規模について

平成12年度における自動車事業会計の収益のうちで、一般会計、他の特別会計等神戸市の内部から受け入れた分の金額、比率は下記のように非常に高いものとなっています。

(単位：百万円)

科 目	計上額	うち内部から受け入れ分	比 率
営業収益	15,339	4,079 (Ⅰ.他会計負担金)	26.6%
営業外収益	3,408	3,162 (Ⅱ.他会計補助金及び Ⅲ.他会計繰入金)	92.8%
特別利益	2,264	2,198 (布引営業所跡地売却益)	97.1%
収 益 計	21,012	9,440	44.9%

すなわち、平成 12 年度における自動車事業会計の収益のうち約 45%は神戸市内部（一般会計、他の特別会計等）からの受け入れに係るものであるという状態となっています。これは、仮に神戸市を親会社と仮定して連結ベースで考えると、自動車事業会計における収益の約 45%、9,440 百万円は内部取引として消去されてしまう、といった状況にあることとなります。

・人件費

(概要及び詳細分析)

他の大都市及び民間企業との比較分析は、「第 2 監査対象の概要及び比較分析 . 比較分析」で実施済みです。分析結果につきましては、当該箇所を参照して下さい。

ここでは、年度別推移分析を実施しています。

前掲の損益計算書の推移から平成 9 年度から 13 年度の「人件費」の推移を抽出しますと、下表のとおりとなります。

《表1》人件費の推移

(単位：千円)

年度 区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
人件費	16,832,227	16,850,048	16,133,210	16,067,461	14,088,045
給料	5,947,026	5,930,920	5,809,770	5,600,148	4,893,374
手当	7,015,123	7,012,929	6,729,530	6,259,861	6,025,663
扶養手当	345,082	347,321	337,950	337,104	324,337
調整手当	632,432	631,235	618,010	597,003	525,307
時間外勤務手当	2,279,925	2,280,996	1,661,316	1,683,911	1,842,072
特殊勤務手当	293,121	290,853	908,686	659,100	635,286
期末手当	2,411,533	2,402,943	2,172,253	1,976,250	1,771,669
勤勉手当	706,212	705,430	689,474	663,975	570,852
管理職手当	43,020	45,286	42,537	40,331	52,101
通勤手当	139,572	140,689	134,995	140,050	131,954
住居手当	159,964	163,702	159,111	155,528	147,985
児童手当	4,000	4,225	4,905	6,520	18,697
管理職特別勤務手当	258	245	289	85	238
特例一時金	-	-	-	-	5,158
退職金	1,642,462	1,709,535	1,381,767	2,113,817	1,190,646
法定福利費	1,993,923	1,972,740	1,986,618	1,881,936	1,747,588
健康保険料	617,595	611,550	605,119	609,240	565,524
共済組合負担金	1,363,103	1,347,984	1,368,957	1,260,836	1,171,157
地方公務員災害補償負担金	13,224	13,205	12,541	11,860	10,907
厚生福利費	233,691	223,922	225,523	211,696	230,772

また、平成9年度から13年度における、人件費と営業費用及び営業収益等との各種比率は、下表のとおりとなります。

《表2》

(単位：千円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
人件費合計額 A	16,832,227	16,850,048	16,133,210	16,067,461	14,088,045
人件費(退職金を除く) B	15,189,764	15,140,513	14,751,443	13,953,643	12,897,398
退職金 C	1,642,462	1,709,535	1,381,767	2,113,817	1,190,646
在籍職員数(期末)(人) D	1,351	1,333	1,289	1,253	1,187
退職者数(人) E	65	62	51	76	45
一人当たり人件費 (退職金を除く) $\frac{B}{D}$	11,243	11,358	11,444	11,136	10,865
一人当たり退職金 $\frac{C}{E}$	25,268	27,573	27,093	27,813	26,458
人件費増減率 + 定昇率(%)	3.05	2.66	2.05	1.90	1.88
営業費用 F	23,325,768	23,031,817	22,103,367	21,822,423	19,492,226
人件費 ÷ 営業費用 $\frac{A}{F}$	72.16	73.16	72.99	73.63	72.28
人件費 (退職金を除く) ÷ 営業費用 $\frac{B}{F}$	65.12	65.73	66.74	63.94	66.17
営業収益合計額 G	16,752,026	16,519,711	15,820,182	15,339,142	14,433,637
営業収益 - 運輸雑収入 H (運輸収入 + 他会計負担金)	16,313,977	16,059,727	15,405,605	15,017,220	14,146,653
営業収益 - 他会計負担金 I (外部からの営業収益)	12,694,126	12,452,525	11,744,616	11,259,810	10,347,311
人件費合計額との比率(%)					
$\frac{A}{H}$	103.18	104.92	104.72	106.99	99.59
$\frac{A}{I}$	132.60	135.31	137.37	142.70	136.16
$\frac{A}{G}$	100.48	102.00	101.98	104.75	97.61
人件費(退職金を除く)との比率(%)					
$\frac{B}{H}$	93.11	94.28	95.75	92.92	91.17
$\frac{B}{I}$	119.66	121.59	125.60	123.92	124.64
$\frac{B}{G}$	90.67	91.65	93.24	90.97	89.36

(1) 1人当たりの人件費について

人件費の総額(「退職金を除く金額」でも同様)は、每期減少しているものの、一人当たりの人件費(退職金を除く)で見ると、平成9年度から11年度までは増加しており、平成12年度から漸く減少に転じています。しかし、その絶対額はまだ10百万円を超えています。

(2) 営業費用に占める人件費の割合について

営業費用に占める人件費の割合は、総額ベースで、72~73%となっており、每期変動がありません。また、「退職金を除く金額」ベースでは、63~66%となっており、変動がありません。

(3) 営業収益と人件費の割合について

各種比率の動きはバラバラで一定していませんが、一応、平成11年度又は平成12年度をピークに、傾向的には減少方向にある様に思えます。

(4) 要するに、人件費全体は減少しているものの、営業費用に占める人件費の割合及び1人当たりの人件費については、顕著な削減効果は見受けられないということです。

(意見)

1. 退職金

平成12年度末の退職金は、2,113百万円ですが、定年退職者47名及び希望退職者23名に対する支払金額2,048百万円が大部分を占めています。

定年退職者47名のうち11名について退職金計算内容について照合したところ、退職時に号給が「1乃至2号」昇給していました。これは「神

戸市職員の給与に関する条例」第4条及び「神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則」第20条等に基づく「特別昇給」ではありません。しかしながら、この「特別昇給」は、下記の計算式でも明らかなように、退職時点（3月末日）に退職金額を増額させることになり妥当ではありません。

これは、一般社会での常識とはかけ離れたものといえます。

(退職金計算式) 退職金 = 退職時点の給料月額(職務給別号給) × 支給割合(勤続35年のケースでは「62.7」)

また、照合した11名のうち3名は本来の「給料表」での最高号給を超えています。つまり、形式上該当の号給がないこととなります。

これは、「神戸市職員の給与に関する条例」第4条に準拠し、「神戸市営企業の給与の種類及び基準に関する条例施行規程」第6条第6項、第9項に基づくもので、更に上の号給を適用しているものです。

しかしながら、退職金支給額の基礎となる「号給」が正式に定められていないまま、「条例」及び「施行規程」の運用に任せられているのは妥当でなく、「給料表」を改正して正規の「給料表」に織込むべきものと思われます。

・決算書類及び決算書の表示

(概要)

現在、神戸市では自動車事業の「会計事務の処理」に関して、「地公企法」、同施行令及び同施行規則に従い、具体的には同施行規則の規定に基づき「神戸

市交通局会計規程(以下、「会計規程」という。)を定め、これに従って処理をしています。

決算書類の種類については、「会計規程」第 146 条に記載があり、以下のとおりとなっています。

決算報告書(予算決算対照表)

損益計算書

剰余金計算書又は欠損金計算書

剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

貸借対照表

収益費用明細表

固定資産明細表

企業債明細表

(事業報告書)

(監査の結果)

1. 決算書類等について

「会計規程」第4条(計理の原則)第1項「事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため…」、第4項「事業の経営成績及び財政状態に関する会計事実は、財務諸表その他の会計に関する書類に明りょう(瞭)に表示しなければならない。」とあり、この観点からすると、現状の決算書類の種類では、必ずしも説明報告義務を充分果たしえないのではないかと思います。

まず、「キャッシュフロー計算書(3区分方式)」の導入が必要です。

次に、一般企業においては、明瞭性の原則から、決算書の内容を補充するものとして、「附属明細書」、「重要な会計方針」、「会計方針及び表示方法

の変更」及び「注記(貸借対照表及び損益計算書)」が求められます。「会計規程」においては、「附属明細書」の一部たる収益費用明細表、固定資産明細表及び企業債明細表のみ要求されていますが、より詳細な「附属明細書」が必要です。例えば、「一時借入金明細表」「資本金明細表」「引当金明細表」等です。更には、貸借対照表及び損益計算書を作成するに当り、採用した会計方針が現在表示されておらず、他の事業体との正確な比較も困難となっています。「会計規程」第4条(計理の原則)第1項及び第4項の趣旨に則り、明瞭性の原則の観点から、「重要な会計方針」、「会計方針及び表示方法の変更」及び「注記(貸借対照表及び損益計算書)」が必要です。

< 例示 >

「重要な会計方針」

有価証券の評価基準及び評価方法

減価償却方法

引当金の計上方法

繰延資産の処理方法

リース取引の処理方法

消費税等の会計処理

「注記(貸借対照表及び損益計算書)」

担保

重要なリース資産

(意見)

1. 決算書の表示について

現在、企業債について、建設改良目的又は投資目的のものについては、負債区分ではなく、資本区分(具体的には、資本金～借入資本金)で表示されています。

これについては、「公営企業の経理の手引(地方公営企業制度研究会編)」でも、民間の企業会計においては固定負債に整理されるものであるが、「公営企業における企業債等の建設改良の財源としての重要性にかんがみ、借入資本金として経理することとしたものである。」と解説されています。つまり、特例として認められた会計処理なのです。

しかしながら、元本たる企業債は貸借対照表上「資本金」として処理される一方、企業債利息は損益計算書上、通常の企業債及び借入金の利息と同様に、営業外費用処理されるという矛盾をかかえています。さらに、「地方公営企業会計制度に関する報告書(平成13年3月、21世紀を展望した公営企業の戦略に関する研究会)」でも検討課題として取り上げられ、負債表示に修正すべきとされています。

実質判断をすれば「資本金」ではなく「負債」と考えられますので、表示科目(資本金 企業債)の変更と表示場所(資本の部 負債の部)の変更が望まれます。

・発生主義による会計処理(諸引当金を含む)

(概要)

「地公企法」第20条第1項によれば、「経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生

した年度に正しく割り当てなければならない。」とされ、また、同条第2項でも、「財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生に基づき」とあり、地方公営企業の会計にあつては官庁会計とは異なり、「発生主義」を採用することを宣言しています。

この主旨は後述の「地公企法」施行令第11条第3号に「費用については費用の発生の原因である事実の生じた日の属する年度……」で再確認されています。「発生主義」の中でも特に重要なものが、「引当金」です。企業会計原則注解18によれば、「引当金」とは、「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることのできる場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残額を貸借対照表の負債の部又は資産の部（但し、控除形式）に記載するものとする。」とされています。

「会計規程」第4条第1項の主旨「事業の経営成績及び財政状態を明らかにする」を達成するためには、官庁会計の「現金主義」ではなく、「地公企法」で採用されている「発生主義」に基づく会計処理をする必要があります。「会計規程」の規定は概ねこの主旨に沿っており妥当と考えられますが、後述のように一部につき問題があります。

（監査の結果）

1. 退職給与引当金(退職給付引当金)について

地方公営企業にあつては、上述のように「地公企法」施行令第11条第3号に「費用については費用の発生の原因である事実の生じた日の属する年度……(発生主義)」とあり、また、同第9条第6項には「地方公営企業はそ

の事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をしなければならない(保守主義)。」とあります。これらの規定をうけて、「地公企法」施行規則別表第1号の勘定科目表の引当金に『退職給与引当金』が記載されています。

財団法人地方財務協会発行の「公営企業の経理の手引き」では「一時に多くの職員が退職すると一時に多額の退職給与金が支払われることとなり、そのまま当該年度の費用とすると損益計算上、他年度との不均衡が生じる。しかし、退職給与金支給の原因は職員の労働であると考えられるから退職給与金は各年度に分担させることが「発生主義」の損益計算上望ましいものであり、毎年度一定の基準額を費用計上するとともに引き当てていく…」とされています。

今後、退職給与引当金(退職給付引当金)の計上が必要です。

計上方法としては、「職員が将来退職した場合に支給すべき退職給与金のうち、当年度(当期)に発生した労働の対価に見合う退職給与金を見積り」毎期継続的に引当することとなります。

ちなみに、平成13年6月1日現在の人員をもとに、全職員が平成14年3月31日に退職するもの(但し、全員普通退職と仮定)とした場合、要支給額は11,570百万円となります。

2. 修繕引当金について

修繕引当金に関しても、上述の退職給与引当金と同様に、「地公企法」施行令第11条第3号及び同第9条第6項の規定が適用され、更にまた、「地公企法」施行規則別表第1号の勘定科目表の引当金にも『修繕引当金』が記載されています。

退職給与引当金(退職給付引当金)同様、今後、修繕引当金の計上が必要です。

上述の「公営企業の経理の手引き」においても「・・・ある年度において多額な修繕費が発生し、その年度の損益計算書に著しい影響を与えることとなる。修繕費支出の原因は、その支出のあった年度のみに発生するものではなく、実際の支出のなかった各年度においてもその資産の使用によって発生しているのであるから、このような多額の修繕費をその支出のあった年度のみに負担させることは、損益計算上は必ずしも適切な処理ということとはできない。」とされています。計上方法としては、「将来予想される修繕費支出額を一定の基準で、各年度（毎期）に配分」することとなります。ただ、実際には将来予想される修繕費支出額の見積(予想)は困難と思われるので、過去の実績値を基準とする方法が現実的かも知れません。

例えば、過去3年間の実績平均値を基準とし、「過去3年間の実績平均値 - 当年度の修繕費額」を修繕引当金として計上する方法です。平成12年度において、この方法で試算しますと、修繕引当金として計上すべき金額は89百万円(1,194百万円 - 1,104百万円)となります。

(単位：百万円)

年 度	建物修繕費	諸構築物修繕費	車両修繕費	合 計
平成 9 年度	38	35	1,190	1,264
平成 10 年度	25	26	1,107	1,159
平成 11 年度	17	29	1,111	1,158
平成 12 年度	16	22	1,065	1,104
平成 13 年度	15	10	1,120	1,146

(注)1.交通局提出データによる。

2.平成9年度～11年度の実績平均値 1,194 百万円

3.勘定科目「修繕費」「その他修繕費」については考慮外としています。

(意見)

1. 賞与引当金について

上述のとおり、「地公企法」は「発生主義」を採用しています。従ってその主旨からすれば、本来、各種の引当金の設定が求められなければなりません。ところが、「地公企法」施行規則別表第1号の勘定科目表の引当金には、何故か「退職給与引当金」と「修繕引当金」しか記載されていません。従って、記載された2種の引当金は限定列举ではなく、単なる例示と解するのが妥当と考えます。

つまり、期末手当については、「神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下、「給与条例」という。)」第11条及び「神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(以下、「給与条例施行規程」という。)」第18条に基づく「管理者決定」により期末手当を支給すること及びその金額の算定方法が明示されており、負債性引当金としての要件を充足しています。

また、勤勉手当についても、「給与条例」第11条の2及び「給与条例施行規程」第18条の2に基づく「管理者決定」により、同様の取扱いとなります。

具体的に平成11年度及び平成12年度の「期末手当」及び「勤勉手当」の金額を算出しますと、次ようになります。

(単位：百万円)

区 分	平成 11 年度(A)	平成 12 年度(B)	差引 (A - B)
期末手当	259	244	15
勤勉手当	216	203	12
合 計	476	447	28

2. 貸倒引当金について

債権について、その回収可能性を検討し、合理的かつ客観的基準に基づいて貸倒引当金を計上する必要があります。計上方法としては、大別して次の2つの方法があります。

(a)個別的に債権の貸倒見積高を算出する方法

(b)全体債権に対し一定の算定基準(過去の貸倒経験率等)を適用して貸倒見積高を算出する方法

現在、一般企業に適用される金融商品に係る会計基準(平成 11 年 1 月 22 日企業会計審議会(以下、「金融商品会計基準」という。))を実務に適用する場合の具体的指針として、金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第 14 号、以下「実務指針」という)があり、企業会計上、その適用が要請されています。これによりますと、債務者の財政状態及び経営成績等により債権を「一般債権」、「貸倒懸念債権」、「破産更生債権等」の3区分とし、その区分毎に貸倒見積高を算出する、とされています。即ち、「一般債権」については、(b)法、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」については、(a)法を採用することとなります。

地方公営企業たる自動車事業会計においても、これに準拠して計上基準を設定の上、貸倒引当金を計上する必要があります。

・神戸市債及び一時借入金

(監査の結果)

1. 神戸市債について

企業債明細書を見ますと、過年度発行分につき、極めて高い利率のものが見受けられます。平成12年度末現在で利率別の残高内訳は次表のとおりとなります。

平均利率は4.8%であり、現在の金利水準から判断すれば高い水準となっています。相手先によっては、早期弁済ないし借換が制度的に難しいかもしれませんが、財政再生緊急宣言が発せられる等財政逼迫の時であり、金利低減につき、出来る限りの努力が求められます。

平成12年度末現在残高内訳(神戸市債 - 交通事業会計分)

(単位：百万円)

借入レート区分	平成12年度末残高	構成割合
		(%)
2%未満	660	4. ⁴⁰
2%以上3%未満	3,556	23. ⁶⁹
3%以上4%未満	949	6. ³³
4%以上5%未満	2,321	15. ⁴⁶
5%以上6%未満	567	3. ⁷⁶
6%以上7%未満	6,809	45. ³⁶
7%以上	148	0. ⁹⁹
合計	15,012	100. ⁰⁰

2. 一時借入金について

「会計規程」第 46 条第 2 項「一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のために償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。」とあり、更に同条第 3 項では「借り換えた借入金は、1 年以内に償還しなければならない。」とされています。

従って基本的に、一時借入金は予定外の支出項目であり、每期巨額の年度内残高を維持しつつ、かつまた、年度末においても解消されていない現状は異常事態というべきものです(表 参照)。

これは、一時的な借入金ではなく、実質上、「長期借入金」と考えられます。更に悪いことに、その残高は増加傾向にあり憂慮すべき事態です。ちなみに、平成 12 年度末の一時借入金残高 17,500 百万円は、本来の借入たる市債残高 15,012 百万円をオーバーしています。

早急に、根本的な対応策(削減策)が必要です。

また、神戸市「財政事情」の公表に関する条例第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定によれば、一時借入金の現在高を年 2 回にわたり「財政事情(実際には広報誌「財政のあらまし」)」に掲載する必要があるとされています。しかしながら、過年度における一時借入金の公表状況は表 のとおりとなっており、平成 13 年 3 月時点及び平成 13 年 9 月時点の公表状況は不適當です。

表 一時借入金増減表 - 平成 12 年度

(単位 : 百万円)

月 次	増 加	減 少	月末残高
平成 12 年 3 月			16,000
4 月	1,000	2,000	15,000
5 月	900		15,900
6 月		1,700	14,200
7 月		400	13,800
8 月			13,800
9 月	4,842	1,842	16,800
10 月			16,800
11 月	400	400	16,800
12 月	3,900	4,900	15,800
平成 13 年 1 月	1,400	1,300	15,900
2 月	1,700	1,100	16,500
3 月	21,200	20,200	17,500
計	35,342	33,842	

表 一時借入金増減表 - 平成 13 年度

(単位：百万円)

月次	増加	減少	月末残高
平成 13 年 3 月			17,500
4 月	2,700	5,100	15,100
5 月	800	1,400	14,500
6 月	1,600	200	15,900
7 月	700	600	16,000
8 月	800	300	16,500
9 月	1,900	700	17,700
10 月	800	2,800	15,700
11 月	1,400	700	16,400
12 月	5,200	3,300	18,300
平成 14 年 1 月	1,300	700	18,900
2 月	2,100	1,400	19,600
3 月	2,900	2,300	20,200
計	22,200	19,500	

表 一時借入金の公表状況

(単位：百万円)

時点別	貸借対照表残高	実際借入金残高	「財政のあらまし」 の表示
平成 13 年 3 月時点	17,500	17,500	記載なし
平成 13 年 9 月時点	決算書作成なし	17,700	記載なし
平成 14 年 3 月時点	20,200	20,200	20,200